

別表1 投票所および投票時間

投票区	投票所	投票区域	投票時間
第1	皆野総合センター内	戦場・土京区、親鼻区、駒形区、上の台区、下田野区	午前7時 ～ 午後8時
第2	皆野町文化会館内	根岸区、腰区、上原区、上大浜区、中大浜区、下大浜区、原区、下原区	
第3	自然休養村管理所内	大字金崎・大字国神・大字大淵・大字野巻・大字下日野沢の一部	
第4	旧金沢小学校内	大字金沢	
第5	わく・ワクセンター内	大字下日野沢の一部・大字上日野沢	
第6	三沢小学校内	大字三沢	

配布(郵送)される入場券に投票所名が記入してありますので、指定された投票所で投票してください。

別表2 不在者投票指定施設(町内)

病 院	清水病院 皆野病院
老人ホーム	ケアハウス 悠う湯ホーム 特別養護老人ホーム 悠う湯ホーム
その他施設	カーサ・ミナノ



次のような選挙運動は違反行為です

戸別訪問

有権者の家などを訪ねて、投票を依頼したり、または投票しないように依頼するような行為は禁止されています。

署名運動

特定の候補者に投票をするように、あるいは投票しないようにする目的をもって、有権者に対し署名を求めることは禁止されています。

人気投票の公表

選挙に関する事項を動機として、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過または結果を公表することは禁止されています。

飲食物の提供の禁止

候補者だけでなくすべての人について、選挙運動に関して、飲食物を提供する行為は禁止されています。
※お茶や通常用いられる程度の菓子、選挙運動員・労務者に対して、一定の制限の範囲内で弁当を提供することは認められています。

氣勢を張る行為

選挙運動のために自動車を連ねるなどして氣勢を張る行為は禁止されています。

連呼行為

候補者の氏名や政党名などを連呼する行為は原則として禁止されています。
※個人演説会場や街頭演説の場所で行う場合と、選挙運動期間中の午前8時から午後8時までの間に選挙運動用自動車の上から行う場合は認められています。

別表3 郵便などによる不在者投票ができるか

	戦傷病者手帳	身体障害者手帳
両下肢機能障害	特別項症から 第2項症まで	1級もしくは2級
体幹機能障害		
移動機能障害		
心臓機能障害	特別項症から 第3項症まで	1級もしくは3級
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう機能障害		
直腸機能障害		
小腸機能障害		
肝臓機能障害		
免疫障害	1級から3級	
介護保険要介護状態区分「要介護5」		

手続などの詳細については、選挙管理委員会へお問い合わせください。

問合せ 皆野町選挙管理委員会(総務課内) ☎62-1231